			六万六千五百円
			七万六千五百円
			八万八千円
			十一万千円
第一項第二号イ			六千五百円
			九千円
			一万二千円
			一万五千円
			一万八千五百円
			二万二千円
			二万五千五百円
			二万九千五百円
			四千七百円
第一項第二号ロ			八千円
			一万千五百円
			一万六千円
			二万五千五百円
			二万五百円
			三万円
			三万五千円
			四万五百円
			六千三百円
第一項第二号八(1)			七千五百円
			一万五千百円
第一項第二号八(2)			一万二百円
			二万六百円
第一項第三号イ(1)			一万二千円
			一万四千五百円

			三万三千五百円
			三万八千五百円
			四万四千円
			五万五千五百円
			三千五百円
			四千五百円
			六千円
			七千五百円
			九千五百円
			一万千五百円
			一万三千円
			一万五千円
			二千四百円
			四千円
			一万七千五百円
			一万三千五百円
			一万千五百円
			八千円
			一万五千円
			一万七千五百円
			一万五千円
			二万円
			二万五千五百円
			二万九千円
第一項第三号イ(2)			一万三千五百円
			一万六千円
			一万九千円
			二万二千円
			二万五千五百円
			二万八千五百円
			三万三千円
第一項第三号ロ			一万六千五百円
			二万五百円
			二万四千五百円
			二万八千五百円
			三万三千円
			三万七千円
			四万千五百円
第一項第四号			二千五百円
			三千円
第二項第一号			千八百円
			二千三百円
			三千二百円
第二項第二号			二千六百円
			三千二百円

附則第十二条の三第六項を同条第三項とし、同条第七項を削る。

附則第十二条の四第一項中「前条第三項から第六項まで」を「前条第二項又は第三項」に改め、「若しくは粒子状物質の排出量」を削り、「同条第三項から第六項まで」を「同条第二項又は第三項」に改める。